



お知らせ

戦没者の遺族に対する特別弔慰金の受付開始

◎第十二回特別弔慰金

戦没者などが死亡した当時の遺族に特別弔慰金が支給されます。額面は275,000円 5年償還です。

請求者によって必要な書類が異なります。

詳しくは問い合わせてください。

時 4月1日(火)～令和10年3月31日(金)までの3年間

対 戦没者などが死亡した当時の遺族で4月1日において公務扶助料などを受ける人がいない場合に、次の優先順位で1人に支給されます。

支給順位

- ① 弔慰金受給権者
 - ② 戦没者などの子(戦没者死亡当時胎児を含む)
 - ③ 戦没者などと生計関係があった同性の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - ④ ③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - ⑤ 三親等内の親族で、戦没者などが死亡した当時まで引き続き1年以上生計関係があった人
- ※戦没者が死亡した後に生まれた人は対象になりません。

持▶ 請求者の本人確認書類

▶ 請求者の戸籍抄本など(4月1日以降に発行されたもの)

所申 問 福祉課(☎44-9107)、
上下支所(☎62-2114)

固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧

	固定資産課税台帳の閲覧	固定資産課税縦覧帳簿の縦覧
期間	4月1日(火)から通年	4月1日(火)～30日(水)
場所	市役所 2階 税務課、上下支所	
対象	市の固定資産税の納税義務者または同居の親族、納税管理人、借地・借家人	市の固定資産税の納税者または同居の親族、納税管理人
手数料	同一年度・名義につき300円 ※4月30日(水)までは、令和7年度分のみ無料	無料
持参するもの	▶ 申請者本人…本人確認書類 ▶ 代理人…委任状 ▶ 借地・借家人…契約書など ▶ 法人…法人の印鑑と代表者が確認できる書類	▶ 申請者本人…本人確認書類 ▶ 代理人…委任状
内容など	使用・収益の対象となる部分について閲覧できます。 固定資産課税台帳の内容は、納税通知書と一緒に送付する課税明細書で確認できます。	他の土地・家屋との比較をとおして、自分の土地・家屋の評価が適正かどうかを判断することができる制度です。縦覧できる内容は、評価額などに限ります。

問 税務課 (☎ 44-9127)

桜が丘団地好評分譲中

桜が丘団地分譲地は水道および下水道を完備し、下水道接続時の受益者負担金は無料。またケーブルジョイ加入金と引込工事代金が無料など、各種特典を取り揃えています。

分譲地の購入には、多くの補助金制度があります。ぜひお早めに桜が丘団地の購入をご検討いただき、お気軽に問い合わせてください。



問 監理課 (☎ 44-9172)



4月の納税など

■ 固定資産税・都市計画税…第1期分
※納期限は4月30日(水)です。

税務課相談窓口延長日

毎週木曜日・19時まで
(祝日を除く)

問 税務課 (☎ 44-9129)

■ 介護保険料…第1期分
※納期限は

4月30日(水)です。

問 医療介護保険課

(☎ 40-0222)



府中市の人口(3月1日現在)

人口	34,937人(-58)	出生	6人
男性	16,852人(-34)	死亡	56人
女性	18,085人(-24)	転入	79人
世帯数	16,742世帯(-20)	転出	87人
※ ()は前月比。			